

# 議会運営委員会会議録

平成27年9月18日(金)

(開 会) 9:30

(閉 会) 9:48

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
  - (1) 議案第128号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
  - (2) 議案第129号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
  - (3) 議案第130号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
  - (4) 議案第131号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議員提出議案の取り扱いについて
  - (1) 議員提出議案第10号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書
  - (2) 議員提出議案第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
  - (3) 議員提出議案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書
  - (4) 議員提出議案第13号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書
- 3 議案第125号の採決について
- 4 議員派遣について
- 5 審議の参考のためタブレット等を議場及び委員会室に持ち込むことについて

### ○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。人事議案について、執行部に説明を求めます。

### ○市長

本日提案させていただきます人事議案4件について、ご説明いたします。議案第128号から議案第131号までの人事議案4件について、ご説明いたします。

本議案は平成27年12月31日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、提案をするものであります。

議案第128号から議案第131号は、飯塚市■■■■■■■■■■、國武徳子氏、飯塚市■■■■■■■■■■、中村二三子氏、飯塚市■■■■■■■■■■、高岡備子氏、飯塚市■■■■■■■■■■、鹿毛謙吉氏を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案4件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

只今市長から説明がありました、議案第128号から131号までの4件につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

以上、ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「人事議案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、意見書案に対する各会派のご意見を事務局から報告させます。

○議会事務局次長

お配りしております意見書案の賛否一覧表をご覧くださいと思います。

一覧表に記載の「議員提出議案第10号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書」、及び「議員提出議案第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書」以上2件につきましては、全会派が賛成ということでございました。

次に、「議員提出議案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」につきましては、日本共産党が反対ということでございました。

最後に、「安全保障関連法案の廃案・撤回を求める意見書(案)」につきましては、提案者を除くすべての会派が反対でございましたので、議員提出議案の提出要件を満たすことが出来ておりません。以上でございます。

○委員長

意見書案4件に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

「議員提出議案第10号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び地方創生担当大臣とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、及び地方創生担当大臣とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」については、江口委員が提出者となり、川上委員を除く他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、及び内閣官房長官とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、9月18日付で道祖議員から議長宛てに、議員提出議案第13号として、「安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出」が提出されております。

本案につきましては、提出者以外に2名の賛成議員がおられますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の規定を満たしております。

本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付いたしております「議員提出議案第13号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出」の取り扱いにつきましては、先ほどご審議いただきました議員提出議案3件に引き続き上程し、議案の提案理由説明後、委員会付託を省略することを諮ったのちに、質疑・討論・採決を行っていただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

また、本案の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び内閣官房長官あてとすることで提案がなされております。

なお、ご承知のとおり安全保障関連法案が、参議院特別委員会において、昨日採決が行われ、本日以降、参議院本会議において採決がなされる見込みとなっております。

予定どおり本日もしくは、意見書の送付作業中に本法が参議院で成立・可決しました場合、本市議会で可決されておりましたも、本意見書案の趣旨が法案の慎重審議を求める内容であることから、意見書を提出することが適当でなくなります。この場合におきましては、議長において意見書の送付を中止することがございますので、ご了承をお願いします。

○委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○道祖委員

今、事務局から、説明があったとおり安全保障法制については、昨日の参議院の安保特別委員会で可決されております。

本日本会議で可決される見通しではありますが、私どもとしては、やはりきょうも、以前からそうなんですけれど、賛成の方々、反対の方々、これは大事な国の方向性を決める大きな問題だから、十分慎重審議をしていただきたいという声は前々からあっております。

また、きのうの参議院の特別委員会の可決を受けて、本日の報道を見ておきますと、多くの報道で、やはり賛成するけど、十分な審議をするべきではないかという声が多々ある状況であります。

そういう中で、やはり私たちといたしましては、従来から言っているように、大事な日本のあり方を決める法案でありますので、時間がないと言えども、慎重審議をしていただきたいという思いを、国のほうへ伝えていきたいと、そういう思いで提案させていただいておりますので、どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第13号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案については、そのように決定いたしました。

次に、「議案第125号の採決について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

厚生委員会に付託されておりました議案第125号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び体育施設)につきましては、同委員会において、賛成者なしにより否決となっております。

よって、本日の本会議における採決につきましては、委員長報告に対してではなく、原案についての賛否をお諮りいたしますので、議案第125号に賛成する場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。議案第125号の採決につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、「議員派遣」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

平成27年10月8日及び9日に、長野市において第77回全国都市問題会議が、また、11月18日及び19日には、福島市において第10回全国市議会議長会研究フォーラムが、それぞれ開催されます。

いずれも、議員派遣の手続きが必要となりますが、閉会中の議員派遣となりますことから、会議規則第161条の規定に基づき、議長において派遣の決定をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件については、ご了承願います。

次に、持ち帰りとしておりました「審議の参考にするためタブレット等を本会議及び委員会室に持ち込むことについて」各会派のご意見をお願いいたします。

まずいつか会さん、どんなでしょう。

○秀村委員

本会議中のインターネット、これがどうかというのは、うちはあるんですけども、基本的には持ち込み、使用してもいいのではないかということに。

○城丸委員

うちも、今のいつか会さんと全く同じ意見です。

○坂平委員

まだ時期的には少し早いんじゃないかろうかというような状況でございます。基本的には将来にかけてはね、こういった状況が、持ち込みをするような状況が出てくるだろうという考えであります。

○江口委員

私どもの会派の中では、まだ意見調整ができておりません。もうしばらく時間をいただきたいこととございます。

○吉田委員

同志会のほうにつきましては、使用する過程は、今の時代にのっとなった中でいい方向には進むんですが、今のところ使用条件及び、その先進んでペーパーレス化等の問題も抱えているので、また、慎重に検討していくという形になっております。

○川上委員

現在の会議規則等において、タブレットの本会議場内での使用を禁止するものは何もないんですよ。

それで、また、使用において議場の秩序を乱したとか、いうことも起こっておりません。そういうことですから、従来の状況、現状を変更する理由が全くないので、現状どおりでよいのではないかと。

付け加えますと、嘉麻市議会においては、全員にタブレットを配布し、議案等についてもそれで送付すると、ということのようです。

それについての是非は別にあると思いますけれども、嘉麻市議会においては、全員タブレットを持っていると、持ち込んでいるということがあることも付け加えておきたいと思います。

#### ○道祖委員

先ほど、ご意見がありましたけれども、時代の趨勢として、持ち込みは、持ち込みを可能にしていかななくてはいけないのではないかという意見がありますけれど、ただ、そのルールを、持ち込みの条件をきちんと話あっておかないと、やはり問題が生じる場合があるんじゃないかということでもあります。

だから、今、じゃあ明日からいいよというわけにいかないんじゃないかと。じっくりとやはり条件を決めると、申し合わせ事項をきちんと定めるということが必要ではないかということです。

#### ○委員長

公明党としましては、もうこの今の時代ですから、もう認めていいのではなかろうかという意見であります。

#### ○川上委員

認めて、時期尚早とかね、今後はとかいう議論があったんですけど、今の会議規則で、禁止していないんですよ、別に。漫画本がだめだとかね、新聞がだめだとかね、資料として使う以外は、それにも該当しないわけですよ。

だから、現状で禁止されていない。実際にそれによって何の議場の秩序を乱すこともない状況があるわけですから、今の議論の中には、誤解が少しあってね、今後認めるかどうかを議論しましょうということではないと思うんですよ。すでに、何の問題もなくってきているわけですから、ルールをつくったら使えるようにしようとか、そういうことでもないだろうと思うんですけど、どうですか。

#### ○委員長

今、川上委員からご意見がございましたけれども、これ先日の議会運営委員会でしたかね、各会派持ち帰って意見を取りまとめでいただきたいということで、きょうの取りまとめでなっております。

ただいま意見とりまとめましたら、賛成・反対、もうちょっと慎重にというご意見がございましたので、本件の取り扱いにつきましては、本日は保留として次回以降再度協議していくこととしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

それでは、本件については、そのように決定いたしました。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。